

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年8月16日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

通帳を見れば、送金された金額を割った金額が今月（9月）1日付けで、保護費94,290-70,105=24,185円が保護費として支払われていることを8月15日以降に確認した。

これは生活における必要な資金であって、これを返還することを求めているが、そのような類の収入は組織あるいは個人に支払われているもので、国あるいは市区町村を管轄する地方自治体が私の生活における財産といえども、生活にかかるわずかな財産を管理すべきものではない。

管理すべきものであるなら、以前に受けた決定をさかのぼってその内情を明らかにするべきである。

また決定した保護費の算出を確認したい。保護費94,290

円はどのような過程で決定がなされたのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 2月21日	諮問
令和4年 5月13日	審議（第66回第4部会）
令和4年 6月10日	審議（第67回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

そして、法8条1項の規定に基づいて、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・2（収入額の認定の原則）によれ

ば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとされている。また、同・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。
- (4) 法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。
- (5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が保護開始時から障害年金を受給していたことから、令和3年8月13日に支給予定の障害年金等（6月及び7月の2か月分）について、その実際の受給額を収入認定しようとし、請求人に対して、障害年金等に係る資料の提出を求めていたところ、同資料が提出されなかったことから、同年6月15日に請求人の通帳に入金されていた障害年金等の額（2か月分。合計140,210円）を基に推定し、同年8月以降の収入認定額を70,105円とする本件処分を行ったことが認められる。

局長通知では、1年以内の期間ごとに支給される年金について

は、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ（上記1・(3)）、次官通知では、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとされていること（同・(2)）からすれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

また、既支給額である生活扶助費94,290円についても、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、20歳～40歳・1人世帯・1級地－1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、違算等もなく、適正に算定されているものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、本件処分が法令等の定めに則って違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子